



R&I グリーンボンドアセスメント／セカンドオピニオン

株式会社 JYS ホールディングス JYS 太陽光グリーンプロジェクトボンド 信託受益権

2025年8月29日

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：森安 圭介

:GA1 (本評価)
:セカンドオピニオン

格付投資情報センター(R&I)は、今次発行する受益権につき、R&I グリーンボンドアセスメント(本評価)を付与した。また、グリーンファイナンス・フレームワークが「グリーンボンド原則 2025」及び「グリーンローン原則 2025」に適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)
グリーンローン原則(2025、LMA 等)

■対象債券の概要

名称	JYS 太陽光グリーンプロジェクトボンド信託受益権
ボンド受託者	三菱HCキャピタル信託(株)
スポンサー	(株)JYS ホールディングス
アセットマネージャー	(株)東京クリーンパワーマネジメント
発行額	受益権:48.9 億円
R&I グリーンボンドアセスメント	GA1(本評価)
発行日	2025年8月29日
償還日	2044年3月10日

■概要

JYSホールディングスはJYSグループの持株会社。グループの城洋商事を中心に太陽光発電や系統用蓄電池といった再生可能エネルギー事業を行う。自らEPC業務も担っており、太陽光発電事業において専門性や実績を有する。

JYSホールディングスは、グリーンボンド原則(Green Bond Principles)等の4基準である、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティングに関する対応方針であるグリーンファイナンスフレームワークを策定しており、今般、19サイトの太陽光発電所の取得代金の支払い等として、当該フレームワークに基づき発電事業者SPCを通じてグリーンボンド(信託受益権)を発行する。

なお、本件は、本プロジェクト専用のSPCを設立し、事業を進めていくプロジェクトファイナンス案件である。評価対象であるグリーンボンドおよびグリーンローン(以下総称して、グリーンボンド等)は、本プロジェクトを裏付けに発行されたため、グリーンファイナンスフレームワークおよびグリーンボンド等の評価にあたっては、プロジェクトを実質的に遂行、運営するスポンサーであるJYSホールディングスを発行体の位置付けで評価した。

■R&Iグリーンボンドアセスメント

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントに定める評価方法に従い、本グリーンボンド等の調達資金が環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1(本評価)を付与した。

【項目別評価】

項目	評価
調達資金の使途	
プロジェクトの評価と選定のプロセス	
調達資金の管理	
レポートニング	
発行体の環境活動	

※ 各項目を5段階で評価し、 (最上位)から (最下位)で表示している。

■グリーンボンド原則等に適合する旨のセカンドオピニオン

本グリーンファイナンス・フレームワークがグリーンボンド原則2025¹およびグリーンローン原則2025²(以下総称して、グリーンボンド原則等)に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

なお、今回発行を予定しているグリーンボンド等について、債券の発行額や期間、具体的な対象事業・資産の内容や充当スケジュール等の内容を踏まえ、フレームワークに則ったものとなっていることを確認している。

■評価理由

- グリーンボンド等で調達された資金は、19サイト44件の太陽光発電所の取得代金の支払い等に充当される。資金使途は、十分な環境改善効果(CO2削減効果)が見込める再生可能エネルギー発電事業である。また、開発・運営時において環境影響への配慮がなされていることから、環境問題の解決に資する度合いは高いと判断した。
- 対象事業の選定は、JYSグループの各事業部門が選択したプロジェクトのうち、適格クライテリアに適合しているかグループ経理統括事業部が確認した後、経営会議にて決議され最終決定される組織的な選定プロセスとなっている。また、本プロジェクトの実行にあたって、環境リスク及び社会的リスク低減に取り組むほか、JYSグループの企業理念、環境方針に従い持続可能な社会の実現に向け貢献していく。
- プロジェクト総額はグリーンボンド等による調達資金を上回っている。当該資金は調達後直ちに、全額太陽光発電所に係る取得代金の支払い等として充当される予定。
- プロジェクトファイナンス(ボンド)形式で資金調達を行う場合、ファイナンス関連契約およびプロジェクト関連契約の規定に基づき発電事業者 SPC の専用口座でプロジェクトごとに管理され、当該グリーンプロジェクトのみを対象に充当される。したがって、適格事業・プロジェクトへ充当されるまでの間、未充当資金はプロジェクト SPC の専用口座に預金で管理され、調達資金の引き出しは、各プロジェクトファイナンス契約の前提条件(CP)を充足していることの確認を経たうえで厳密に管理される。
- レポートニングについては年に一度、JYSホールディングスのホームページにおいて、資金充当状況(回号、プロジェクトのタイプ及び状況を含む)と環境改善効果(年間発電量、CO2排出削減量)が開示される予定である。
- JYSグループでは、2012年に兵庫県下でいち早く自然再生エネルギー事業に参画して以降、現在は全国で太陽光発電所を展開しており、今後も本格化するカーボンニュートラル社会の実現に向けて、グループを挙げて取り組んでいく。

¹ ICMA(International Capital Market Association)が策定、運営する Green Bond Principles(GBP)の 2025 年版

² LMA(Loan Market Association)、APLMA(Asia Pacific Loan Market Association)が策定し、LSTA(Loan Syndications and Trading Association)も参画して運営する Green Loan Principles(GLP)

■ スポンサー(JYSホールディングス)の概要

- JYS ホールディングスは JYS グループの持株会社。グループの城洋商事を中心に太陽光発電や系統用蓄電池といった再生可能エネルギー事業を行う。自ら EPC 業務も担っており、太陽光発電事業において専門性や実績を有する。
- JYS グループは、2012 年に兵庫県下でいち早く自然再生エネルギー事業に参画して以降、現在は全国数カ所に太陽光発電所を展開しており、今後も本格化するカーボンニュートラル社会の実現に向けて、グループを挙げて取り組んでいる。



玉野太陽光発電所 (2023年12月連系開始)
 設備容量: TOTAL 1,069.0KW



高松太陽光発電所 (2020年6月連系開始)
 設備容量: TOTAL 1,154.4KW



小野万壽寺太陽光発電所 (2020年3月連系開始)
 設備容量: TOTAL 1,829.7KW



上野太陽光発電所 (2015年2月連系開始)
 設備容量: TOTAL 3,770.1KW



船津太陽光発電所 (2013年8月連系開始)
 設備容量: TOTAL 1,256.5KW



岩間太陽光発電所 (2019年11月連系開始)
 設備容量: 3,009.5KW



鳥取工場太陽光発電所 白糸浜費
 (2023年10月連系開始)
 設備容量: TOTAL 749.4KW



津部太陽光発電所 (2019年2月連系開始)
 設備容量: TOTAL 4,509.9KW



本社地区・姫路工場太陽光発電所 (2013年3月連系開始)
 設備容量: TOTAL 303.6KW



那智郡津 (飯庄13区画) 太陽光発電所
 (2018年6月連系開始)
 設備容量: TOTAL 735.0KW



湊川太陽光発電所 (2018年4月連系開始)
 設備容量: TOTAL 2,138.4KW



三木吉川太陽光発電所 (2015年11月連系開始)
 設備容量: TOTAL 1,013.8KW

[出所:城洋商事]

■ グリーンファイナンスフレームワークの概要

JYSホールディングスは、グリーンボンド等の発行に当たり、グリーンボンド原則(Green Bond Principles)等の4基準である、調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティングに関する発行体の対応方針であるグリーンファイナンスフレームワークを作成した。本フレームワークの概要は、以下の通りである。

1. 調達資金の用途

- グリーンボンド等の調達資金は、JYSグループが取り組む再生可能エネルギー事業のうち、以下の新規又は既存プロジェクトに関連する新規支出、取得、リファイナンスに充当する予定である。

事業区分	プロジェクト概要
再生可能エネルギー	太陽光発電所、蓄電池事業所等

- プロジェクトファイナンス(プロジェクトボンド)形式で資金調達を行う場合、調達資金は事業者SPCにかかる支出に充当され、再生可能エネルギー発電所の開発や運営管理に必要となる資金、リザーブ資金、リファイナンス資金が対象となる。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

- JYSグループは、「“ものづくり”を通して人材を育て、人材を育てることで社会に貢献し、城洋に関する全ての『人・企業・環境』への満足度を高めていく。」ことを企業理念として活動をしている。JYSグループにとってSDGsへの取組みは、経営理念の実践を意味している。
- JYSグループは、2012年に兵庫県下でいち早く自然再生エネルギー事業に参画して以降、現在は全国数カ所に太陽光発電所を展開しており、今後も本格化するカーボンニュートラル社会の実現に向けて、グループを挙げて取り組んでいる。また、環境省の第3回「脱炭素先行地域」の一つとして選定された鳥取市と共同出資のもと、地域エネルギー事業会社として「株式会社スマートエネルギーとっとり」を設立した。電力使用に伴うカーボンニュートラルと地方創生を同時に実現するため、地域脱炭素の様々な取り組みを進めている。
- グリーンファイナンスによる調達資金充当対象として、JYSグループの各事業部門が選択したプロジェクトのうち、適格クライテリアに適合しているかグループ経理統括事業部が確認した後、経営会議にて決議され最終決定する。
- プロジェクトの実行にあたって、環境リスク及び社会的リスク低減に取り組むほか、JYSグループの企業理念、環境方針に従い持続可能な社会の実現に向け貢献していく。

企業理念

“ものづくり”を通して人材を育て、人材を育てることで社会に貢献し、城洋に関する全ての『人・企業・環境』への満足度を高めていく。

環境方針

- 環境関連の法規制及び弊社が同意するその他の協定などを順守します。
- システムの継続的改善を維持し、環境汚染の予防に努めます。
- 業務課題を抽出し、環境への影響を分析・評価し、達成すべき環境目的及び目標を設定します。
- 環境目的及び目標の達成に努め、継続的な改善に向けてP.D.C.Aにて展開します。

3. 調達資金の管理

- ・ グリーンファイナンスの発行による調達資金について、グリーンファイナンスが償還されるまでの間、定期的(少なくとも年に1度)に内部管理システムを用いて、財務部門が調達資金の充当状況を管理する。
- ・ 調達した資金はグリーンファイナンス発行後、速やかに充当する予定。適格事業・プロジェクトへ充当されるまでの間、未充当額を現金又は現金同等物にて管理する。
- ・ プロジェクトファイナンス(ボンド)形式で資金調達を行う場合、ファイナンス関連契約およびプロジェクト関連契約の規定に基づき発電事業者SPCの専用口座でプロジェクトごとに管理され、当該グリーンプロジェクトのみを対象に充当される。
- ・ 調達資金の引き出しは、各プロジェクトファイナンス契約の前提条件(CP)を充足していることの確認を経たうえで厳密に管理される。

4. レポーティング

- ・ JYSホールディングスは、適格事業・プロジェクトへの資金充当状況、調達資金の管理状況及び環境改善効果を年次で、JYSホームページにて報告する。最初のレポーティングについては、グリーンファイナンス発行から1年以内実施予定。なお、資金充当完了後、資金充当状況に重大な変化があった場合には、適宜開示または金融機関に報告する。

■ 資金充当状況及び環境改善効果に係るレポーティング(開示イメージ)

区分	項目
回号	グリーンファイナンス名称、発行額
資金充当状況	割合
プロジェクトのタイプ	太陽光、風力、蓄電池等
プロジェクトの状況	建設中・運転中
環境改善効果	年間発電量、CO2 排出削減量

■セカンドオピニオン(適合性確認)

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、JYSホールディングスの作成するグリーンファイナンスフレームワークが、グリーンボンド原則等に適合しているか否かの確認を行った。

1. 調達資金の用途

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認
- ・ グリーンボンド等の対象事業の内容の確認(現地実査含む)

評価

- ・ 本フレームワークでは、調達資金はJYSホールディングスが取り組む再生可能エネルギー事業に関する発電事業者SPCによる支出に充当される。
- ・ 本件の対象事業は再生可能エネルギーの一種である太陽光発電事業であり、十分な環境改善効果(CO2削減効果)が想定できるグリーン適格資産である。
- ・ R&Iは、(1)対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2)開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、対象事業に関する各種資料、スポンサーへのヒアリングや現地実査等を通じて確認した。
- ・ (1)の観点では、対象発電所の適格性判断の方針、体制、実績やO&M 体制等の確認を踏まえ、グリーンボンドの対象事業として高い環境改善効果(CO2削減効果)が期待できると判断した。
- ・ (2)の観点では、開発・運営時に必要な許認可の取得をはじめ周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。

以上より、フレームワークにおける調達資金の用途は、グリーンボンド原則等に則ったものと判断した。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認
- ・ JYSグループの企業理念、環境方針

評価

- ・ 対象事業はJYSグループの経営理念、コーポレートスローガン、環境方針に則ったものとなっている。
- ・ 対象事業は十分な環境改善効果が見込め、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に対する配慮がなされている。
- ・ プロジェクトの評価と選定は、JYSグループの各事業部門が選択したプロジェクトのうち、適格クライテリアに適合しているかグループ経理統括事業部が確認した後、経営会議にて決議され最終決定する組織的な選定プロセスとなっている。

以上より、フレームワークにおける対象事業の選定のプロセスは、グリーンボンド原則等に則ったものと判断した。

3. 調達資金の管理

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認

評価

- ・ グリーンボンド等で調達した資金は、本件発電事業者SPCの専用口座で管理され、当該グリーンプロジェクトのみを対象に充当される。そのため、各グリーンボンド等の調達資金は他のプロジェクトと混同することはない。
- ・ 調達資金の引き出しは、各プロジェクトファイナンス契約の前提条件(CP)を充足していることの確認を経たうえで行われ、厳密に管理される。
- ・ 未充当資金は未充当額を現金又は現金同等物にて管理される。
- ・ 投資家に対しては、プロジェクトの進行状況および資金の充当状況に関して適宜必要な報告がなされ、適切に管理される。

以上より、フレームワークにおける調達資金管理の方針は、グリーンボンド原則等に則ったものと判断した。

4. レポーティング

主な評価の根拠

- ・ フレームワークの内容の確認
- ・ レポーティングの開示予定内容の確認

評価

- ・ 適格事業・プロジェクトへの資金充当状況、調達資金の管理状況及び環境改善効果を年次で、JYSホールディングスのホームページにて報告する。最初のレポーティングについては、グリーンファイナンス発行から1年以内に実施予定。
- ・ 内容は、回号、資金充当状況、プロジェクトのタイプ、プロジェクトの状況、環境改善効果（年間発電量、CO2排出削減量）であり、資金充当状況およびインパクトについて妥当な開示内容となっている。
- ・ 資金充当完了後、資金充当状況に重大な変化があった場合には、適宜開示または金融機関に報告する。

以上より、フレームワークにおけるレポーティングは、グリーンボンド原則等に則ったものとなっていると判断した。

<総合評価>

R&Iは、フレームワークがグリーンボンド原則等に則ったものとなっていると判断した。

■ R&Iグリーンボンドアセスメント

1. 調達資金の用途

- ・ グリーンボンド等の対象プロジェクトは19サイトの太陽光発電所である。フレームワークにおける対象事業である太陽光発電所の発電事業者SPCにかかる支出(取得代金の支払い等)が対象として選定されており、グリーンファイナンスフレームワークに則った内容となっている。
- ・ R&Iは、フレームワークに対するセカンドオピニオンと同様に、(1)対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2)開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかを確認した。
- ・ 事業用地の確保、発電設備の内容、各種レポートの内容、O&M体制等を踏まえ対象プロジェクトは十分な事業性を有し、環境改善効果(CO2削減効果)が見込まれると判断した。また、既に完工し全体として順調に発電を行っており、環境面における潜在的にネガティブな効果に対しても配慮して開発が行われ、運営がなされていること(地域住民や周辺環境への配慮等)をスポンサーへのヒアリングや現地実査等により確認し、適切な配慮がなされていると判断した。

以上より、グリーンボンド等の資金用途は環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

- ・ グリーンファイナンスによる調達資金充当対象として、JYSグループの各事業部門が選択したプロジェクトのうち、適格クライテリアに適合しているかグループ経理統括事業部が確認した後、経営会議にて決議され最終決定する組織的な決定プロセスを経ていると言える。

以上より、グリーンボンド等のプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。

3. 調達資金の管理

- ・ グリーンボンド等で調達した資金は、本件発電事業者SPCの専用口座で管理され、当該グリーンプロジェクトのみを対象に充当される。そのため、各グリーンボンド等の調達資金は他のプロジェクトと混同することはない。
- ・ 調達資金の引き出しは、各プロジェクトファイナンス契約の前提条件(CP)を充足していることの確認を経たうえで行われ、厳密に管理される。
- ・ 未充当資金は未充当額を現金又は現金同等物にて管理される。
- ・ 投資家に対しては、プロジェクトの進行状況および資金の充当状況に関して適宜必要な報告がなされ、適切に管理される。

以上より、本グリーンボンド等の調達資金の管理方法は、適切に定められており、特に優れていると判断した。

4. レポーティング

- ・ グリーンボンド等は、発行体が定めた本フレームワークに基づき、グリーンボンドが償還するまで継続して年に1度、資金充当状況と環境改善効果を含むレポーティングが行われる予定であることを確認した。

以上より、グリーンボンド等のレポーティング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。

5. 発行体の環境活動

- ・ JYSグループは、「“ものづくり”を通して人材を育て、人材を育てることで社会に貢献し、城洋に関する全ての『人・企業・環境』への満足度を高めていく。」ことを企業理念として活動をしている。JYSグループにとってSDGsへの取組みは、経営理念の実践を意味している。

- ・ JYSグループは、2012年に兵庫県下でいち早く自然再生エネルギー事業に参画して以降、現在は全国数カ所に太陽光発電所を展開しており、今後も本格化するカーボンニュートラル社会の実現に向けて、グループを挙げて取り組んでいる。
- ・ また、環境省の第3回「脱炭素先行地域」の一つとして選定された鳥取市と共同出資のもと、地域エネルギー事業会社として「株式会社スマートエネルギーとっとり」を設立した。電力使用に伴うカーボンニュートラルと地方創生を同時に実現するため、地域脱炭素の様々な取り組みを進めている。

以上より、発行体の企業理念に基づく環境保護への取り組みは、妥当であると判断した。

<総合評価>

グリーンボンド等は、発行体が定めた本フレームワークに基づき発行される予定であり、グリーンボンド原則等の4要件に適合したグリーンボンド等であると判断した。

また、R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントに則り、グリーンボンド等の評価を行った。各項目の評価を基に総合評価を行い、R&Iは評価対象のグリーンボンド等の調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1(本評価)を付与した。各項目における評価は、下記の通りである。

【項目別評価】

各項目を5段階で評価し、 (最上位)から (最下位)で表示している。

項目	評価	概要
調達資金の用途		対象となる太陽光発電所は、十分な環境改善効果が見込めるほか、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされている。環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。
プロジェクトの評価と選定のプロセス		グリーンボンド等のプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。
調達資金の管理		グリーンボンド等の調達資金の管理方法は、適切に定められており、特に優れていると判断した。
レポートニング		グリーンボンド等のレポートニング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。
発行体の環境活動		発行体の企業理念に基づく環境保護への取り組みは、妥当であると判断した。

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esp/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関と間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。